

# インボイス研修会 2

税理士法人タクト 税理士 小松忠孝  
令和3年10月

# 目次

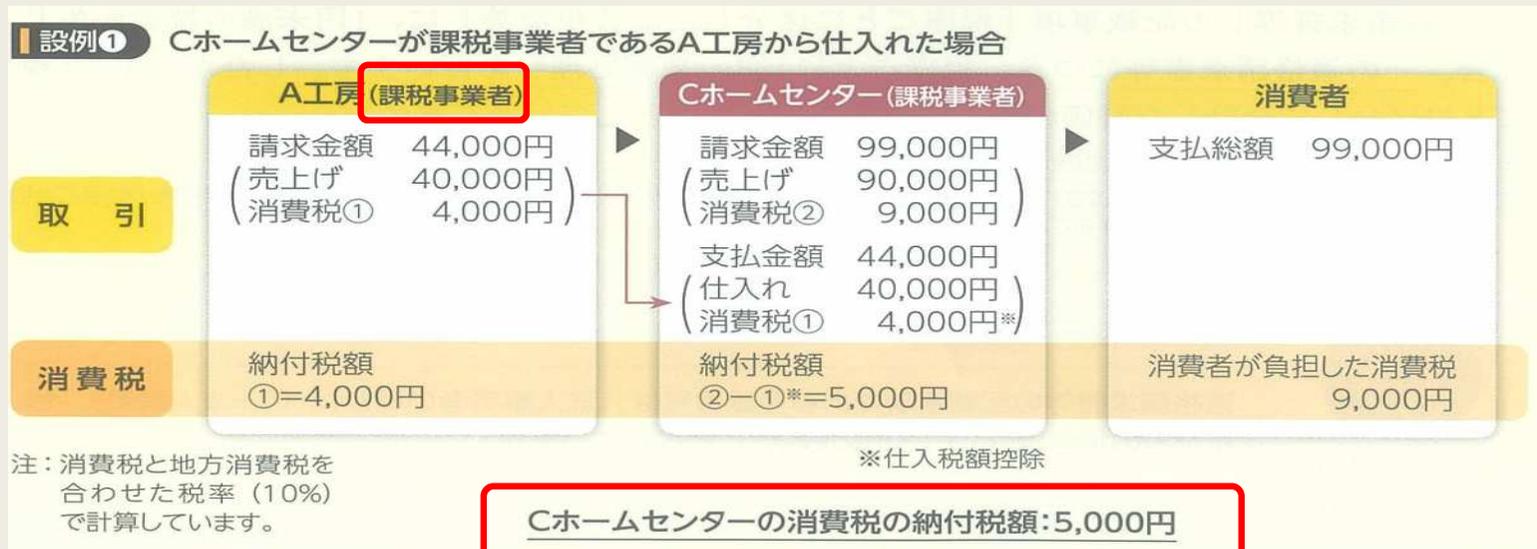
- ① 買い手側の対応
- ② 免税事業者の対応

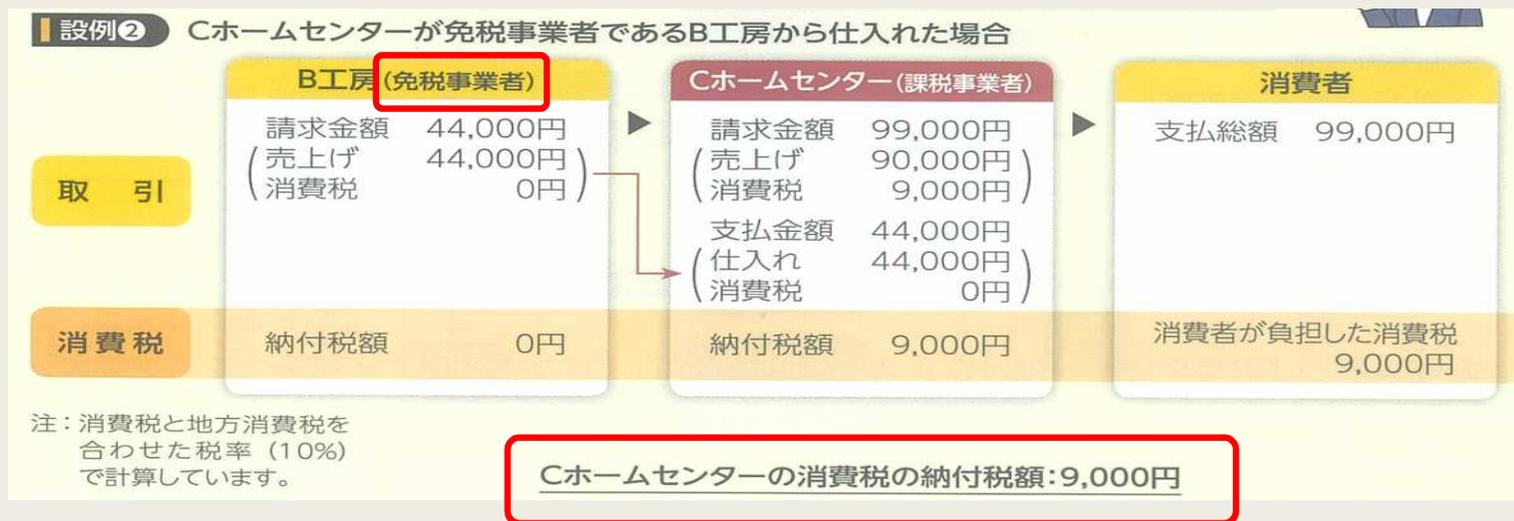
# ①買い手側の対応

## 1. 仕入税額控除について

仕入税額控除とは、売上に係る消費税額から、**仕入等に係る消費税額を引く**、**消費税額の計算の仕組み**のことを言います。

令和5年10月1日以降は、仕入れに係る消費税額を引くことができるのは、適格請求書が保存されている仕入・経費に限られる（仕入税額控除の書類の保存要件）





### 決算書

① 設例 1 (適格請求書あり)

9万円 - 4万円 = 5万円の利益

② 設例 2 (適格請求書なし)

9万円 - 4.4万円 = 4.6万円の利益

\* ②は①より0.4万円利益が少ない

**結論** 適格請求書を発行できない者に仕入・経費の支払いをすると、仕入税額控除ができず、結果として、自社の利益は減少、消費税の税負担は増加する。

## 2. 仕入税額控除を受けるための事業者の対応

つまり 仕入・経費の支払いの際には、相手先が適格請求書発行事業者であるか否かを、事前に把握しておく必要がある。

適格請求書を発行できない者とは

- ①適格請求書発行事業者の登録申請をしていない課税事業者
- ②免税事業者
- ③個人消費者（事業者以外） \*一部例外あり

令和5年10月以降に①から③に該当する者との取引に対する対処方法

**上記①から③に該当する者との取引をしないこと**

- \* 継続して取引のある取引先については、事前協議しておくことが肝要。
- \* 免税事業者等に対して消費税を払わないことは、消費税転嫁対策法に抵触する可能性が高いため、注意が必要です。

## 3 仕入税額控除に関する経過措置について

### (3) 経過措置

「適格請求書等保存方式」の導入から6年間は、免税事業者等からの課税仕入であっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる次のような経過措置が設けられています。

#### ●経過措置を適用できる期間



出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要 —インボイス制度の理解のために—」より作成

## 4 適格請求書発行事業者に迫られる対応

### ①登録番号の事前把握方法について

適格請求書発行事業者に登録した事業者の氏名や登録番号等は登録簿に記載され国税庁のホームページで公表されるため、事前に確認を行う。

### ②必要に応じて、経理・購買・発注システムの投資・改修等 自社のシステムがインボイスに対応しているか確認する。

### ③インボイス制度に係る社員研修会の実施

社員に対して、書類受領上又は書類作成上の注意点を説明する

### ④取引先に対して「受領するインボイスの様式」「インボイスの受領方法」等の 確認を行う。

### ⑤契約に支払いを行う取引（家賃の支払い、士業への報酬の支払いなど）について 書類を発行されていないものについて、追加資料等（覚書等）で対応できないか 確認する。

## 5 想定される税務調査

令和5年10月1日以降インボイス制度が導入されると、消費税の税務調査について、その調査の方法も変化してくるものと考えられるため、インボイス対応をしっかりと行う必要があると考えられます。

### (1) 現行の消費税税務調査

臨場調査（企業へ訪問して書類を確認する調査）→書類の不備・処理の誤り等を指摘

### (2) インボイス導入後の消費税税務調査

臨場調査

→仕入先・経費の支払先の氏名・取引額を調査→署にて登録事業者を機械的に確認

→仕入税額控除の否認の指摘

インボイス制度導入後、今までより精密な税務調査が実施されることとなることや、赤字企業へ消費税中心の税務調査が行われることも想定されるため、**仕入等の支払先が登録事業者であるか否かの確認が重要となります。**

## ② 免税事業者の対応

### 1 免税事業者とは

原則として基準期間※の課税売上高が1,000万円以下の事業者を言います。  
免税事業者は、消費税を納める義務がありません。

※基準期間とは、原則として個人事業者 前々年、法人前々事業年度

### 2 インボイス制度が開始され予測される事項

- ① お客様や取引先から適格請求書等（登録番号等が付された請求書・領収書）の発行を求められる可能性が高いです。
- ② 適格請求書等を発行できないと、取引が見直されたりする懸念があります。

### 3 適格請求書を発行するためには

課税事業者※<sub>1</sub>となり、適格請求書発行事業者となる必要があります。

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となるためには、**令和3年10月1日から令和5年3月31日までに、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。**

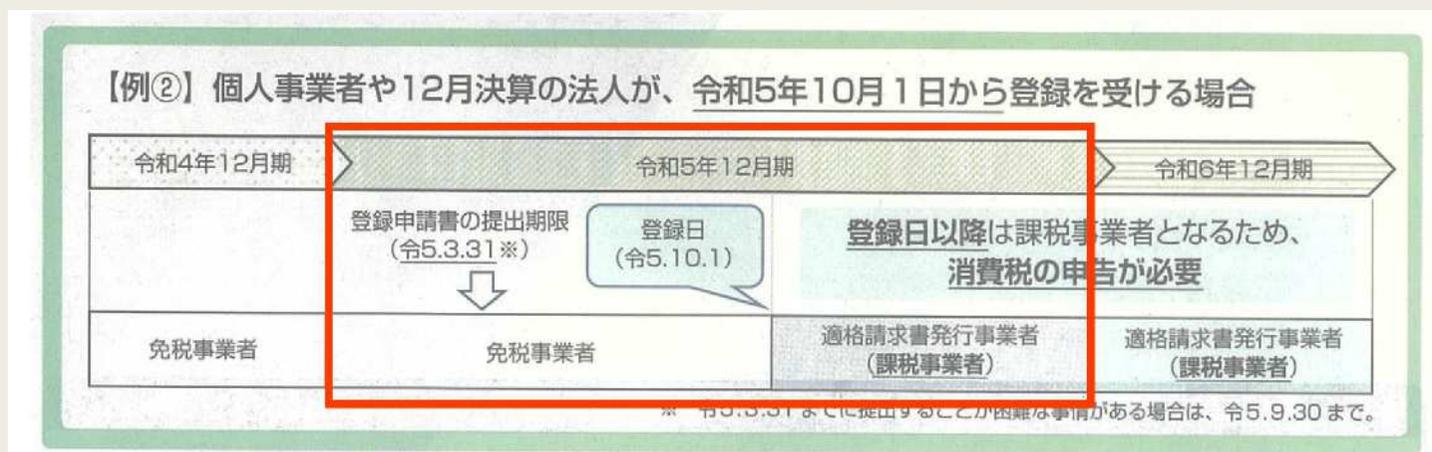
なお本来提出すべき課税事業者選択届出書※<sub>2</sub>の提出は不要となります。

- ※1 課税事業者とは、消費税の納税義務のある事業者で、免税事業者以外の事業者を言います。
- ※2 課税事業者選択届出書とは、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者又は基準期間がない新設法人などが、あえて課税事業者となるために提出する届出書のことを言います。

## 4 適格請求書発行事業者となった場合

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となった場合には、令和5年10月1日以降の取引について、消費税の計算をを行い、決算日の末日の翌日から2ヶ月以内に、**消費税の申告書の提出・消費税の納付をしなければなりません。**

特に、**令和5年10月1日を含む事業年度**については、**免税事業者の期間と課税事業者の期間が混在**するため、**適格請求書発行事業者となる前と後で、経理処理・保存書類に違いがあり、注意が必要です。**



## 5 その他事項

### 罰則規定について

(禁止規定 消費税法 57条の5、65四)

請求書等を交付するにあたって、次に掲げる行為を行った者については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

- ①適格請求書発行事業者の登録を受けていない者が、インボイスと誤認されるおそれのある書類を交付し、又は電子データを提供すること
- ②適格請求書発行事業者が、偽りの記載をしたインボイスを交付し又は電子インボイスを提供すること。

過去において、適格請求書発行事業者に該当していた者が、免税事業者となったこと等により、適格請求書発行事業者に該当しなくなった場合には、登録番号の記載を廃止するとともに、継続した取引先等にはその旨を通知することが求められます。(国税庁HPより登録事業者の確認を行えますので、随時確認をすることで、未然に処理の誤りを減らすよう努める必要があります)

# まとめ

- ①インボイス制度が始まる前に、主要取引先が登録番号が付されているか確認する（取引先に登録番号通知書の写しをもらう等）。
- ②令和5年10月以降は、取引先からもらう請求書・領収書に登録番号が付されているか必ず確認を行う。
- ③現在免税事業者である場合には、得意先等からのインボイスの発行が要求されると見込まれる場合には、適格請求書発行事業者の登録申請書の提出を検討する。

ご視聴ありがとうございました。